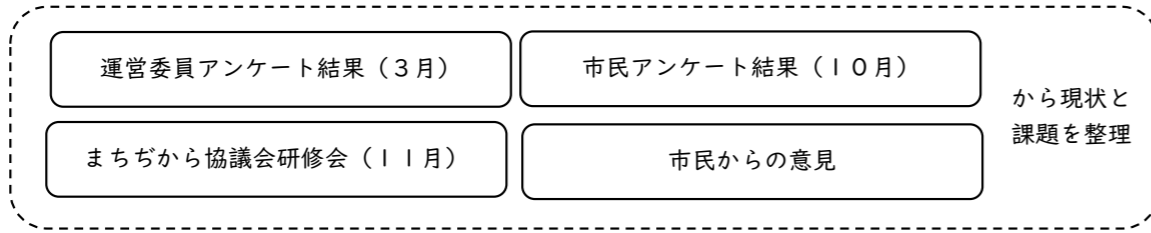


■まちぢから協議会における制度や運営上の課題

資料1



分類	現状	課題	他の分類との関連	考察
1. 市長が定める認定区域について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちぢから協議会の区域と小中学校の学区が一致していない</li> <li>※現在のまちぢから協議会の区域は、前身である自治会連合会の区域がベースとなっている。自治会連合会の区域は、小中学校の学区と一致していない。</li> <li>※ひとつの自治会（まちぢから協議会）であっても、複数の学区にまたがる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災（避難所）や交通安全（通学路）等の学区に紐づく地域課題については、複数の地区のまちぢから協議会で情報を共有し、対応する必要がある。</li> <li>・ひとつの団体（PTA、推進協、青少年指導員等）から、複数の地区のまちぢから協議会に参加しなければならないため、負担が大きくなっている。</li> <li>・ひとつのまちぢから協議会が複数の学区にまたがる場合、当該地区内にある学校に通っている児童生徒にしか、イベント等が周知できない（隣の地区の学校に通っている児童生徒には情報が届かない）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保</li> <li>※3. まちぢから協議会の運営費等について</li> <li>※4. 会議の開催時間などの運営方法について</li> <li>※5. まちぢから協議会を知ってもらう方法について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちぢから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保が必要であることから、区域の見直しによる課題の解決が求められる。</li> </ul>
2. 各地区まちぢから協議会の認定条件について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが、条件となっている。</li> <li>※公益を増進するための活動は、当該地区において、自治会相互の連携により多面的に展開されることが望まれることから、条例（第2条第2項第2号）で認定条件を規定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。</li> <li>・すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまう（マンションの増加に伴い、今後、既存の自治会から分割して管理組合が独自に新たな自治会を設立することが想定される）。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちぢから協議会の活動については、自治会相互の連携により多面的に展開されることが望ましいものの、一方で、特定の自治会が参加しないことを理由に認定を受けることができない現行制度は、地区内において活動を進めていこうとしている他の複数の自治会を阻害する要因にもなっていることから、認定条件の変更が求められる。</li> </ul>

分類	現状	課題	他の分類との関連	考察
3. まちぢから協議会の運営費等について	<p>・地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付している。</p> <p>※運営等助成金は、まちぢから協議会の運営及び一般事業を実施するための補助金</p> <p>※特定事業助成金は、地域における課題の把握又は解決に特に資する事業を実施するための補助金</p>	<p>・まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことができないことから、不足する分を自治会分担金や寄付金により補っている。</p> <p>・広報紙の発行事業など、毎年度定例的に実施されている事業についても、特定事業助成金の対象事業として申請を行わなければならない、煩雑な申請により事務負担が大きくなっている。</p> <p>・まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金が交付されているが、地区によって補助対象となる経費の認識に差がある。</p> <p>※役員等職務手当 など</p>	<p>・効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保</p> <p>※1. 市長が定める認定区域について</p> <p>※4. 会議の開催時間などの運営方法について</p> <p>※5. まちぢから協議会を知ってもらう方法について</p>	<p>・まちぢから協議会の事業の財源として自治会分担金を活用することは、非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施される事業に対し、間接的に自治会費が充てられる構図となることから、財源（自治会分担金）の使途に関し疑義が生じている。</p> <p>・また、このような疑義が生じることで、まちぢから協議会の活動自体に不信感が生じる要因ともなっていることから、助成金の見直しが求められる。</p> <p>・毎年度定例的に実施されている事業については、申請を行うまちぢから協議会と審査を行う行政の双方に事務負担が生じていることから、事務の効率化が求められる。</p> <p>・補助金を有効に活用できれば、活動を更に発展させることが可能となる。そのためには、どのような経費が補助対象になるのか具体的に理解することが求められる。</p> <p>・また、役員等職務手当として補助金を活用することで、金銭的インセンティブによる役員の負担感の緩和につながることも考えられる。</p>
4. 会議の開催時間などの運営方法について	<p>・役員会、運営委員会、各部会、各種団体の会議など、地区ごとに様々な会議が開催されている。</p>	<p>・複数の会議に出席しなければならず、委員にとって負担となっている。</p> <p>・会議の開催回数や時間帯、曜日によって、仕事や子育てをしている委員にとって参加しにくくなっている。</p> <p>・若い世代の担い手の確保や人材育成が必要である。</p> <p>・高齢者が多いため、若い世代の意見を取り入れる必要がある。</p> <p>・出席する人数が多すぎて会議にならない。</p> <p>・報告や情報共有に留まり、深い議論や意見交換に結び付かない。</p>	<p>・効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保</p> <p>※1. 市長が定める認定区域について</p> <p>※3. まちぢから協議会の運営費等について</p> <p>※5. まちぢから協議会を知ってもらう方法について</p>	<p>・まちぢから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、効率的な運営による担い手の負担軽減や新たな担い手の確保、議論の深化が必要であることから、既存の運営方法や体制の見直しによる課題の解決が求められる。</p> <p>・アンケート結果や意見交換で出された意見を踏まえ、地区担当の職員がコーディネーターとなり、地区ごとの課題に応じた対策を地域とともに実施していく必要がある。</p>
5. まちぢから協議会を知ってもらう方法について	<p>・広報紙やポスター、ホームページ等の媒体を通じて、地区ごとに様々な周知活動が行われている。</p>	<p>・地域住民にまちぢから協議会が認知されていない。</p> <p>・委員の中で活動の目的や意識が共有されていない。</p>	<p>・効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保</p> <p>※1. 市長が定める認定区域について</p> <p>※3. まちぢから協議会の運営費等について</p> <p>※4. 会議の開催時間などの運営方法について</p>	<p>・まちぢから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、事業への参加者や新たな担い手の確保が必要であることから、更なる周知活動の展開による課題の解決が求められる。</p> <p>・委員が活動の目的を理解し意識することは、まちぢから協議会の活動を展開していく上での前提条件であることから、規約や設立趣意書に記載された内容について、漏れなく認識することが求められる。</p>